（訴訟記録の送付）

第二百五十一条　上告の申立てが明らかに上告権の消滅後にされたものである場合を除いては、原裁判所は、公判調書の記録の正確性についての異議申立期間の経過後、速やかに訴訟記録を上告裁判所に送付しなければならない。

（原判決の判決書の謄本等の提供・法第四百六条）

第二百五十八条の二　第二百五十七条の規定による申立てがあつたときは、原裁判所に対して法第四十六条の規定による判決書の謄本（判決書が電磁的記録であるときは、当該判決書に記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該判決書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの。以下この条及び第二百五十八条の四において同じ。）の提供の請求があつたものとみなす。ただし、申立人が申立ての前に判決書の謄本の提供を受けているとき（その提供を受けるに当たり、法第二百七十一条の二第一項（法第四百四条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による求めに係る個人特定事項（法第二百七十一条の五第一項（法第四百四条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の決定により通知することとされたものを除く。）又は法第三百十二条の二第一項（法第四百四条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による求めに係る個人特定事項（法第三百十二条の二第四項（法第四百四条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。）を法第二百七十一条の六第三項（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により被告人に知らせてはならない旨の条件が付され、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定された場合を含む。）又は法第二百七十一条の六第四項若しくは第五項（これらの規定を法第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による判決書の抄本の提供を受けているときは、この限りでない。

2　前項本文の場合には、原裁判所は、遅滞なく判決書の謄本を申立人に提供しなければならない。ただし、弁護人又は被告人その他訴訟関係人（検察官を除く。）から第二百五十七条の規定による申立てがあつた場合であつて、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める措置をとることをもつて、判決書の謄本の提供に代えることができる。

一　第二百五十七条の規定による申立てに係る事件において法第二百七十一条の二第一項又は第三百十二条の二第一項の規定による求めがあつたとき　法第二百七十一条の六第三項から第五項まで（これらの規定を法第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による措置又は法第四百四条において準用する法第二百七十一条の六第三項から第五項まで（これらの規定を法第四百四条において準用する法第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による措置

［二　略］

3　第一項ただし書又は前項の場合には、裁判所書記官は、判決書の謄本又は判決書の抄本を提供した日を記録上明らかにしておかなければならない。

（訴訟記録の送付）

第二百五十一条　上告の申立が明らかに上告権の消滅後にされたものである場合を除いては、原裁判所は、公判調書の記載の正確性についての異議申立期間の経過後、速やかに訴訟記録を上告裁判所に送付しなければならない。

（原判決の謄本等の交付・法第四百六条）

第二百五十八条の二　第二百五十七条の申立てがあつたときは、原裁判所に対して法第四十六条の規定による判決の謄本の交付の請求があつたものとみなす。ただし、申立人が申立ての前に判決の謄本の交付を受けているとき（その交付を受けるに当たり、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの（法第二百七十一条の五第一項（法第四百四条において準用する場合を含む。）の決定により通知することとされたものを除く。）又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの（法第三百十二条の二第四項（法第四百四条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。）を被告人に知らせてはならない旨の条件が付され、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定された場合を含む。）又は法第二百七十一条の六第四項若しくは第五項（これらの規定を法第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による判決の抄本の交付、法第二百九十九条の六第四項若しくは第五項の規定による判決の抄本の交付若しくは法第四百四条において準用する法第二百七十一条の六第四項若しくは第五項（これらの規定を法第四百四条において準用する法第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）若しくは第二百九十九条の六第四項若しくは第五項の規定による判決の抄本の交付を受けているときは、この限りでない。

2　前項本文の場合には、原裁判所は、遅滞なく判決の謄本を申立人に交付しなければならない。ただし、弁護人又は被告人その他訴訟関係人（検察官を除く。）から第二百五十七条の申立てがあつた場合であつて、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める措置をとることをもつて、判決の謄本の交付に代えることができる。

一　第二百五十七条の申立てに係る事件において法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつたとき又は法第三百十二条の二第二項（法第四百四条において準用する場合を含む。）の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつたとき　法第二百七十一条の六第三項から第五項まで（これらの規定を法第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による措置又は法第四百四条において準用する法第二百七十一条の六第三項から第五項まで（これらの規定を法第四百四条において準用する法第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による措置

［二　同上］

3　第一項ただし書又は前項の場合には、裁判所書記官は、判決の謄本又は抄本を交付した日を記録上明らかにしておかなければならない。